

## 備 考

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- 2 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 

|   |   |   |   |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|

 [東京都知事登録第000100号の場合]

|    |        |    |        |    |        |    |            |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|------------|
| 00 | 国土交通大臣 | 16 | 富山県知事  | 32 | 島根県知事  | 51 | 北海道知事 (石狩) |
|    |        | 17 | 石川県知事  | 33 | 岡山県知事  | 52 | 北海道知事 (渡島) |
| 02 | 青森県知事  | 18 | 福井県知事  | 34 | 広島県知事  | 53 | 北海道知事 (檜山) |
| 03 | 岩手県知事  | 19 | 山梨県知事  | 35 | 山口県知事  | 54 | 北海道知事 (後志) |
| 04 | 宮城県知事  | 20 | 長野県知事  | 36 | 徳島県知事  | 55 | 北海道知事 (空知) |
| 05 | 秋田県知事  | 21 | 岐阜県知事  | 37 | 香川県知事  | 56 | 北海道知事 (上川) |
| 06 | 山形県知事  | 22 | 静岡県知事  | 38 | 愛媛県知事  | 57 | 北海道知事 (留萌) |
| 07 | 福島県知事  | 23 | 愛知県知事  | 39 | 高知県知事  | 58 | 北海道知事 (宗谷) |
| 08 | 茨城県知事  | 24 | 三重県知事  | 40 | 福岡県知事  | 59 | 北海道知事 (網走) |
| 09 | 栃木県知事  | 25 | 滋賀県知事  | 41 | 佐賀県知事  | 60 | 北海道知事 (胆振) |
| 10 | 群馬県知事  | 26 | 京都府知事  | 42 | 長崎県知事  | 61 | 北海道知事 (日高) |
| 11 | 埼玉県知事  | 27 | 大阪府知事  | 43 | 熊本県知事  | 62 | 北海道知事 (十勝) |
| 12 | 千葉県知事  | 28 | 兵庫県知事  | 44 | 大分県知事  | 63 | 北海道知事 (釧路) |
| 13 | 東京都知事  | 29 | 奈良県知事  | 45 | 宮崎県知事  | 64 | 北海道知事 (根室) |
| 14 | 神奈川県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |    |            |
| 15 | 新潟県知事  | 31 | 鳥取県知事  | 47 | 沖縄県知事  |    |            |

- 3 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
- 4 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した宅地建物取引士証を添付すること。